

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	ニッコー株式会社
【英訳名】	N I K K O C O M P A N Y
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三谷 明子
【本店の所在の場所】	石川県白山市相木町383番地
【電話番号】	0 7 6 - 2 7 6 - 2 1 2 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役サービス本部長 布川 一哉
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市相木町383番地
【電話番号】	0 7 6 - 2 7 6 - 2 1 2 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役サービス本部長 布川 一哉
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月24日開催の第97回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款の一部を変更する。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第15条（電子提供措置等）</p> <p>1.当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>（附則）</p> <p>1.現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、三谷充、三谷明子、三谷直輝、森浩一、長谷勲、池田聡、布川一哉、岩田隆次、原丈人、武山政直の10氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	187,135	445		(注)1	可決 98.68
第2号議案 取締役10名選任の件					
三谷 充	187,087	755		(注)2	可決 98.52
三谷 明子	187,137	705			可決 98.55
三谷 直輝	187,117	725			可決 98.54
森 浩一	187,177	665			可決 98.57
長谷 勲	187,187	655			可決 98.58
池田 聡	187,297	545			可決 98.63
布川 一哉	187,177	665			可決 98.57
岩田 隆次	186,897	945			可決 98.42
原 丈人	186,957	885			可決 98.45
武山 政直	187,097	745			可決 98.53

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
3. 賛成の割合は、本総会前日までの事前行使分の議決権数および本総会当日出席の株主全員の議決権数の合計に対する賛成数の割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。